

令和8年第8回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和8年4月23日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和8年4月23日（木）午前11時00分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委員 大日方 邦子

委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰

委員 加藤 良太郎

委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

教育政策課長

未来の学校担当課長

未来の学校担当課長

学務課長

教育指導課長

教育センター所長

地域学校支援課長

中島 匡信

齋藤 貢司

堀江 崇

安田 世志治

竹内 修一

山口 信忠

今野 稔恵

山上 ますみ

（書 記） 島田 直子 佐藤 颯

- 5 会議の概要 別紙のとおり

報告

(1) 令和9年度渋谷区立学校使用教科用図書について

[資料1: 令和9年度使用渋谷区立学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択事務の関係組織構成図]

(2) 令和7年度就学相談状況について

[資料2: 令和7年度児童・生徒就学相談状況について(令和8年度就学予定)]

その他

(1) ちがいをちからに変える人財活躍支援アクションプランについて

議事運営等

○令和8年第8回教育委員会定例会を開会

○議事録署名に加藤委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、4月19日に渋谷区文化総合センター大和田9階けやき教室にて保護者の集いが開催された。年に複数回開催しており、今回、第1回であった。次に、渋谷区立学校建て替えロードマップの改定版公表に伴い、8日に渋谷区立小学校PTA連合会、10日に渋谷区立中学校PTA連合会で説明を行った。地域から御意見をいただいているため、適宜対応していく。次に、中学校の特色の見直しについて、4月10日に中学校長会と支援をしてくださる委託事業者との顔合わせ及びキックオフが行われた。それ以降、各校個別に今後の進め方について確認を行っている。最後に、前回朝キッズが開始したと報告したが、渋谷区においては、見守りをするだけではなく、プログラムを提供する点がポイントであり、今週からプログラム提供が開始した。これから、プログラムの内容について、周知していければと考えている。

◆報告1

令和9年度渋谷区立学校使用教科用図書について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき教育指導課長が説明)

○令和9年度渋谷区立学校使用教科用図書について報告する。特別支援学級に在籍する児童・生徒が令和9年度に使用する、学校教育法附則第9条に規定する教科書を採択する。一般的には、文部科学省の検定を受けたもの又は文部科学省が著作の名義を有するものを使用することが原則だが、特別支援学級に在籍する児童・生徒が使用する教科書については、当該規定に基づき、調査・研究の下、実態に適した教科書の採択を行うことができることになっている。教育委員会では、特別支援学級設置校に対して、教科用図書の調査・研究を依頼している。特別支援学級設置校は調査研究資料を作成し、教科用図書審議委員会に提出する。教科用図書審議委員会は、特別支援学級設置校の小学校の校長、副校長、中学校の校長、副校長、保護者の各1名から構成される組織である。この教科用図書審議委員会で審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。教育委員会では、この報告を参考にし、8月20日に採択をしていただく予定である。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○体制について変更はあるか。

(教育指導課長)

○体制については、例年どおりで変更はない。

(加藤委員)

○調査・研究を依頼する際に、広い視野を持って検討いただくよう指示がされているのか。

(教育長)

○現状、積極的に図書を研究していく体制にはなっていないが、教科用図書審議委員会において対応することは可能か。

(教育指導課長)

○特別支援学級設置校に対して調査・研究について依頼し、様々な点を整理した資料の作成をお願いしている。その資料に基づき、教科用図書審議委員会において、審議を行っている。この２段階のプロセスにより、検討を行っていく。

(教育長)

○学校だけで考えるのではなく、こちらから何か提案をすることは可能か。

(教育指導課長)

○特別支援学級設置校に対して、アドバイス等行っていきたいと考えている。

(教育長)

○特別支援学級設置校における調査・研究の負担軽減のために、この分野について、他校で詳しい先生がいらないか探していただくことを検討いただきたい。

(平岩委員)

○昨年、教育委員会で議論した内容をフィードバックするのが良いのではないか。また、東京都の提示する候補の幅が広がらないと問題解決にはつながらないため、東京都に対してもフィードバックを行うべきではないか。

(教育指導課長)

○慎重に審議を進めていく。東京都に対しても室課長会等を通じて、審議をお願いしたいと考えている。

(松本委員)

○昨年の教育委員会で審議した内容を共有しながら進めていただきたい。また、先生たちの意見も尊重していただきたい。さらに、東京都に対しても意見を伝えることは大事であるとする。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告 2

令和 7 年度就学相談状況について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料 2 に基づき教育センター所長が説明)

○令和 7 年度就学相談状況について報告する。就学相談は、就学、進学に当たり、令和 7 年度に就学相談を受けた児童・生徒であるため、今年度小学校・中学校に入学した児童・生徒が対象である。就学相談は、就学、進学に当たり、発達等で心配がある保護者等が、学びの場や特性を踏まえた支援を検討する機会である。初めに、「Ⅰ 就学相談報告」である。就学相談申込み者は小学校が 84 件、中学校が 25 件の計 109 件である。平成 27 年度の小学校 52 件、中学校 13 件の合計 65 件と比較すると、今年度の小学校は 1.6 倍の 84 件、中学校が 1.9 倍の 25 件であり、全体で 1.67 倍である。令和 5 年度から増加している就学相談の対応方法について、特別支援学級等設置校長会と協議中である。就学相談の申込みをした児童・生徒を対象として、行動観察や医師の面談を行っている。そして、その情報を基に、就学支援委員会で学びの場を検討する。その結果が上から 2 段目の表 2 の就学支援委員会の判定(結果)である。そして、実際の入学先は 3 の区立小・中学校への入学者数及び 4 の都立特別支援学校の障害種別の表の合計数でわかる。参考資料 2 枚目は、小学校卒業後の就学先の経年資料である。相談数の増加傾向に伴い、多くの凡例が増加している。特に、通常の学級の結果が増えているのは、知的には課題がないが、発達障害が疑われる児童の相談が増えているためである。参考資料 3 枚目は中学校における資料である。通常の学級の判定数が昨年同様大きく減少したのは、知的発達に遅れがない小学校 6 年生児童が、小学校在学中に特別支援教育支援検討委員会を受け、特別支援教室の入室を決定してから進学するようになったことが原因である。判定数と入学数のずれが、5 の継続相談数である。一例だけ申し上げると、上から 2 番目の表 2 の結果、特別支援学校は 24 件であるが、4 の特別支援学校の小学校の合計は 20 件である。この 20 件には、転入前の世田谷区での就学相談の結果を受け、特別支援学校を選択した児童が 1 名含まれているため、委員会の結果と入学先が一致している児童は 19 件である。こ

の委員会の結果の24件と19件との差である5件が継続相談となり、特別支援学級に2件が入学、通常の学級に1件が入学している。継続相談の児童・生徒は、保護者と学校が話し合いの機会をもち、適応状況やアセスメント結果を基に、学年や学期ごとなど、定期的に学びの場について検討する。継続相談には、要請があれば教育センターも加わり、保護者、学校と一緒に検討する。表の6は、委員会が決定した学びの場において当該児童・生徒が学ぶ場合であっても、一定の支援が必要と判断し、介助員・支援員の追加配置をした児童・生徒数である。続いて、「Ⅱ転学相談」である。児童・生徒により適した支援を行うために、「『学びの場』をどこに決定するか」について、柔軟に見直しができるようにしておく必要がある。転学相談は、そのような仕組みであり、ここにお示ししたのは、子供の発達程度によって保護者と学校で相談を始め、最終的に教育委員会において学びの場の見直しが適当として変更された数である。小学校が総計19件、中学校は2件の合計21件である。これらのうちの多くは、学びの内容が難しくなるに従い、指導方法がよりゆっくりであったり、より丁寧であったりする転学先への見直しであり、通常の学級から特別支援学校や特別支援学級への転学である。なお、令和6年度は、特別支援学校から通常の学級への転学が小・中学校で合わせて4名となっていたが、令和7年度は0名である。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○判定前の辞退の理由は何か。

(教育センター所長)

○3件の内訳は、都外への転出、都内ではあるが他自治体への転出、保護者の方のご判断である。

(加藤委員)

○判定数と入学数にずれが生じている理由は。

(教育センター所長)

○最終的な入学先の判断は保護者の方の意向もあり、判定と異なる入学先を選択される場合があるためである。

(加藤委員)

○就学支援委員会の判定は、推奨という認識か。

(教育長)

○専門家としての意見をお伝えしている。

(教育センター所長)

○教育委員会としての判断であり、強制するものではない。

(加藤委員)

○通常学級の人数を増やそうとしているわけではないか。

(教育センター所長)

○増やそうという意図はない。

(教育長)

○通常学級においても同じように学べる環境づくりを目指したいと思っているが、通常学級の人数を増やしたいということはない。

(田丸委員)

○就学相談の申込者数が増加しているが、相談しやすい体制が整ってきた等、保護者からの意見はあるか。

(教育センター所長)

○特に御意見はいただいていないが、保護者側にとってアプローチしやすくなったのではないか。

(教育指導課長)

○学校から保護者に対して案内を積極的に行っていることが、増加している要因だと感じている。

(大日方委員)

○判定に対する満足度は測っているか。

(教育センター所長)

○現状、満足度を測るアンケートは実施していない。

(教育長)

○満足度について測ってはいないが、相談件数は増えているため、相談しやすい環境が整っているのではないか。

(大日方委員)

○保護者の不安の声をどのようにしたら拾い上げられるか検討いただきたい。

(教育センター所長)

○検討する。

(大日方委員)

○通常の学級と判定された方についても継続して支援を行うと良いのではない
か。

(教育センター所長)

○判定結果については直接お電話をしており、その際にお話をお伺いすることで
対応したい。

(教育長)

○その際に、職員それぞれが保護者から意見を受けているため、それを集めてみ
るのも良いのではないか。

(加藤委員)

○判定という表現について、強制ではないという点では、アドバイスと同じ意
味として使用しているのか。

(教育長)

○強制ではないが、単なるアドバイスではなく、専門家の判定的な要素も含んで
いると認識している。

(松本委員)

○判定に対して、保護者の見立てとのギャップはあったのか。

(教育センター所長)

○入学先については、判定内容を材料としていただき、保護者に御判断いただい
ている。そこに差異が生じているため、ギャップがあった事例もあると考えら
れる。

(平岩委員)

○対話の中でどの程度納得されているか声を聞けると良いのではないか。

(教育センター所長)

○学校から保護者の意向も伺っているため、対話しながら丁寧に進めていく。

(教育長)

○満足度を聞く場合は、判定直後ではなく、選択された場所に通った後にお聞きするのはどうか。

(松本委員)

○実際に通われている子供たちの雰囲気をお伝えするのも良い。

(教育センター所長)

○今後も最適な学び場選択の支援ができるよう、いただいた御意見を参考に進めていく。

――◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(１) ちがいをちからに変える人財活躍支援アクションプランについて

――◇説明要旨 -----

(教育政策課長)

○本アクションプランは、区職員を対象とし、区役所職員は共生社会の実現を率先して推進する立場であること、また、多様な価値観や背景をもつ職員一人一人が最大限の力を発揮できるよう、働きがいのある職場環境を実現するため、令和３年４月に令和３年度から令和７年度までの５か年計画が、区長及び各任命権者の連名により策定された。本日の御報告は、令和８年度から令和１２年度までの計画策定に伴うもので、その内容等について、本アクションプランの策定主体である総務部人事課より御説明する。人事課長の入室及び説明の許可をお願いします。

(教育長)

○総務部人事課長の入室及び説明をさせることに異議はないか。

(各委員)

○異議なし。

(教育長)

○総務部人事課長の入室及び報告を許可する。

—総務部人事課長入室—

(総務部人事課長)

○初めに、本計画の策定趣旨について説明する。渋谷区では、基本構想に掲げる「あらゆる人が自分らしく生きられる街へ」の実現に向け、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンの理念を基盤とした共生社会を目指し、職員一人一人が力を発揮できる職場環境づくりを進めてきた。令和3年4月に、「次世代育成支援計画」「女性活躍推進計画」「障がい者活躍推進計画」の各計画を一体化した「人財活躍支援アクションプラン」を策定し、取組を進めてきた。その後5年を経て、DXの進展や職員構成の変化など、区を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、現行プランの基本的な枠組みと取組内容を継承した上で、次の5年間を見据えた新たな計画として、本プランを策定した。本計画は、次世代育成推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画及び障害者雇用促進法に基づく障がい者活躍推進計画として位置付け、各任命権者の連名により策定した。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間である。策定に当たっては、多様性の尊重・仕事と生活の両立支援・制度の実効性向上・組織全体での推進・区が率先して社会に示すこと、この5つの視点を基本としている。続いて、各計画を説明する。まず、次世代育成支援計画についてである。「2現状と課題」(1)～(3)に記載しているが、育児休業や子育て関連制度の利用は一定程度進んでいるが、男性職員の長期間の育児休業取得や男女問わず年次有給休暇の取得促進については、十分に目標に結び付いていない状況である。これを踏まえ、本計画では、「3新たな目標」として令和12年度までに、男性職員の2週間以上の育児休業取得率を85%以上、年間超過勤務時間数が360時間を超える職員数30人以下などの目標を掲げている。「4取組内容」については、分かりやすい周知、職場における業務の引継ぎ体制の強化、代替職員の配置、超過勤務の縮減などを通じ、仕事と子育ての両立を支える取組を進めていく。次に、女性活躍推進計画についてである。「2現状と課題」(1)～(4)に記載しているが、本区では、採用段階での男女比は概ね均衡しているが、管理職や係長級以上における女性割合については、目標値に達していない状況が続いている。これを踏まえ、本計画では、「3新たな目標」として令和12年度までに、管理的地位に占める女性職員の割合を35%以上、係長級以上の女性職員の割合を45%以上とすることが目標である。「4取組内容」については、長時間労働を前提としない業務運営への転換、

業務配分の見直し、ロールモデルの紹介やクロスメンター制度の活用などを通じ、昇任やキャリア形成への不安を和らげるとともに、誰もが安心して新たな役割に挑戦できる環境づくりを進めていく。最後に、障がい者活躍推進計画についてである。「２現状と課題」（１）～（３）に記載しているが、採用後１年の定着率は１００％を維持している一方、法定雇用率については、未達成の状況であり、引き続き早期達成が重要な課題である。これを踏まえ、本計画では、「３新たな目標」として、令和１２年度までに早期に法定雇用率３％以上の充足を目指すこと、また、常勤職員の採用後１年の定着率１００％を継続的に維持することが目標である。「４取組内容」については、計画的な採用の推進に加え、職務の選定・創出、合理的配慮の徹底、職場全体での理解促進に取り組んでいく。単に雇用を拡大するだけでなく、障がいのある職員一人一人がもつ能力を発揮し、安心して働き続けられる職場づくりを重視していく。周知については、庁内ポータルサイトにより職員に周知するとともに、区ウェブサイトにて公表する。なお、本計画を策定するに当たり、職員アンケートを実施しており、その結果も併せて公表する。

—◇質疑応答 —————

（平岩委員）

○アンケートでキャリアアップについて「現状維持」が多い。管理職になった時にサポートがあると良いと思う。

（大日方委員）

○アンケートで得られた数値について、他区等と比較できるものはあるか。

（総務部人事課長）

○内閣官房内閣人事局にて公表されているものがある。一例ではあるが、男性の２週間以上の育休の取得率について、令和６年の国が７９．４％に対し、今回の渋谷区は５９．３％で、渋谷区は少ないことがわかる。

（大日方委員）

○他区と比較できると良く、アンケートについては、今後も継続していくのが良い。

（田丸委員）

○以前にもこのようなアンケートは実施したか。

（総務部人事課長）

○令和３年度策定時にも実施している。一例であるが、身近での女性の活躍を実感しているかについて、令和３年は５２％、今回は５７％で、微増ではあるが増えていることがわかる。

（田丸委員）

○経年で追っていただくことは有効である。

—総務部人事課長退室—

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎